

くまもと 議長会報

第 60 号

発行 熊本県町村議会議長会
熊本市東区健軍 2 丁目 4 番 10 号
TEL 096-365-0400
編集者 事務局長 古家 陽介



市房ダムと1万本の桜（水上村）



地方創生の事業推進へ

制度的・財政的支援を

（第 66 回定期総会）

平成 28 年度の会務運営方針

事業計画・予算等を決定

長等への損害賠償請求権

訴訟係属中「放棄」議決 禁止に

（第 31 次地方制度調査会答申）

御船町議会広報「特別奨励賞」受賞

（議会広報全国コンクール）

全国町村議会議員団体補償制度

団体医療保険

議長会の動き

全国・本会



【お知らせ】

連載しておりました「あの町この村」は、前号までにすべての町村を掲載いたしましたので終了します。ご協力ありがとうございました。

また、「新議長・再選議長プロフィール」は、前号から議長の異動がありませんでしたので、掲載しておりません。ご了承ください。

20

18

16

9

6

2



出席した県内町村議会議長・事務局長ら

議長は、まず総会議長より会議録署名人の指名が行われ、松井一也長洲町議会議長、松野富雄球磨村議会議長が指名された。続いて、会務報告の後、平成26年度歳入歳出決算が上程され、監事の川上國治嘉島町議会議長の監査報告を受けた後、満場一致で認定された。

続いて、平成28年度会務運営方針に基づく、総額3190万7千円の同年度予算が議題とされ、原

議会議長が朗読し、満場の拍手をもって賛意が表明された。

次に、決議に入り、議会の機能強化や報酬等議員の待遇改善、地方創生の推進や町村財政の強化など16項目を内容とする決議を、理事の緒方哲哉甲佐町議会議長が朗読し、同じく満場の拍手をもって賛意が表明された。

この後、採択した各郡からの要望事項、宣言・決議の実現を図る

案どおり可決された。

次に、各郡提出案件の審議に入り、「町道金木鶴越線^{かなぎつるしえ}について要望」他全14件が一括提案され、全ての案件を各関係機関に要望することに決定した。

引き続き、宣言に入り、いよいよ事業推進の段階に入る地方創生について、国に対し制度的にも財政的にも支援することを求める宣言を、理事の大塚龍一郎大津町議会議長が朗読し、満場の拍手をもって賛意が表明された。

ため、実行運動方法が協議され、関係各方面への要望については、本会正副会長及び各理事に一任することに決定した。

以上すべての付議事件の審議を終了し、田上更生副会長（阿蘇郡高森町）が閉会のことばを述べ、本総会を閉じた。

総会終了後、引き続き同ホテルにおいて出席者による懇談会を開催した。

懇談会では、本会の松尾会長、来賓の松田県議会議長や荒木県町村会会長の挨拶の後、寺本副会長の乾杯の挨拶で懇談に移り、議長や事務局長同士の活発な意見交換が行われた。

最後に、田上副会長が締めめの挨拶を行い、盛会のうちに懇談会を終えた。



議長・事務局長らによる活発な意見交換が行われた



懇談会で挨拶をする松尾会長

地方創生の事業推進へ 制度的・財政的支援を 各郡からの要望事項も決定

第66回定期総会

本会は、2月17日、第66回定期総会をホテル熊本テルサで開催し、県内町村議会議長の議長や事務局長、郡町村議会議長会事務局職員ら約70人が出席した。

総会では、平成28年度歳入歳出予算などが審議され、道路網の早期整備などを求める各郡からの要望事項や、地方創生事業の推進に



挨拶をする松尾純久会長



代表謝辞を述べる、橋爪和彦あさぎり町議会議長（手前右）

向けた制度・財政面での支援を求める宣言、議会機能の強化などを求める決議が採択された。

総会は、まず寺本修一副会長（葦北郡芦北町）が開会のことばを述べ、松尾純久会長（玉名郡玉東町）の挨拶の後、表彰に移り、全国町村議会議長会の表彰者11人の代表と「第30回町村議会広報コンクール」で特別奨励賞を受賞した御船町議会に表彰状の伝達を行い、続

いて本会表彰者の10人の代表に対して、それぞれ表彰状と記念品が贈られた。

表彰の後、来賓の蒲島郁夫知事、松田三郎県議会議長、荒木泰臣県町村会会長から祝辞が述べられ、続いて受章者を代表して、橋爪和彦あさぎり町議会議長の被表彰者代表謝辞が述べられた。

その後、総会議長の選任が行われ、総会議長に荒牧俊一南阿蘇村議会議長を選任し議事に入った。



総会議長を務める 荒牧俊一南阿蘇村議会議長

各郡からの要望（各郡提出案件）

- 第1 町道金木鶴越線かなぎつるごえの事業促進について要望 (下益城郡提出)
- 第2 国道445号の事業促進について要望 (下益城郡提出)
- 第3 地域高規格道路有明海沿岸道路（Ⅱ期）の整備について要望 (玉名郡提出)
- 第4 菊池南部地域における交通渋滞緩和について要望 (菊池郡提出)
- 第5 国道57号の4車線化について要望 (阿蘇郡提出)
- 第6 県道堂園小森線どうそのこもり（206号）の主要地方道への道路種別の昇格と道路改良の早期完成について要望 (阿蘇郡・上益城郡提出)
- 第7 九州中央自動車道の早期完成について要望 (上益城郡提出)
- 第8 熊本都市圏南東部地域の道路網の強化について要望 (上益城郡提出)
（一般県道六嘉秋津新町線ろつかあきつしんまちの抜本的整備）
- 第9 県道御船甲佐線たぐちばしの「田口橋」架け替えについて要望 (上益城郡提出)
- 第10 県道が交わる交差点改良事業の促進について要望 (八代郡提出)
- 第11 交通・産業基盤及び農業生産基盤の整備について要望 (葦北郡提出)
- 第12 球磨川における抜本的な治水対策の促進について要望 (球磨郡提出)
- 第13 球磨地域幹線道路網の整備促進について要望 (球磨郡提出)
- 第14 熊本天草幹線道路の早期整備について要望 (天草郡提出)



宣言を朗読する
大塚龍一郎大津町議会議長

宣言

我々町村は、歴史・伝統文化を守り、食糧の安定供給や水資源の涵養、自然環境の保全などに努め、地域の特性や資源を活かし、住民と協働しながら、個性あるまちづくりを自主的・自立的に進めてきた。

しかしながら、我が国の景気は、これまで緩やかな回復基調が続いているものの、町村においては、人口減少による過疎化・高齢化の進行の中で、依然として深刻な経済・雇用情勢が続いており、地域の活力は減退している。

このような中、政府は、人口減少の克服と地方創生に向けて、今後5か年の政策目標・施策を定める「総合戦略」等を策定した。

これを受けて、地方は、その創意工夫を活かした施策を

盛り込んだ「地方版総合戦略」等を策定し、地方創生はいよいよ事業推進の段階に入ることになる。国においては、町村が創意工夫により施策を進める上で支障となる法令や制度等について見直しを行うとともに、町村が実施するこれらの施策について、制度的にも財政的にも支援するよう求めるものである。

我々町村議会は、地域住民の代表として、決意を新たに、その責務の重大さを深く自覚し、創造性に富んだ地域社会の構築と、町村自治の進展のため、全力で邁進することをここに誓う。

以上、宣言する。

平成28年2月17日

熊本県町村議会議長会

第66回定期総会

決議

- 議会機能の強化及び報酬等議員の待遇改善を期する
 - 地方創生の推進を期する
 - 分権型社会の実現と道州制導入反対を期する
 - 町村財政の強化を期する
 - 東日本大震災からの復興及び大規模災害対策の確立を期する
 - 農林水産業振興対策の強化を期する
 - 中小企業振興対策の強化を期する
 - 環境保全対策の推進を期する
 - 情報化施策の推進を期する
 - 地域保健医療の向上及び医療保険制度の改善を期する
 - 少子化対策の推進及び社会福祉対策の強化を期する
 - 教育・文化の振興を期する
 - 交通及び生活環境の整備促進を期する
 - 消防体制の強化を期する
 - 国土政策の推進を期する
 - 過疎地域の振興を期する
- 以上、決議する。

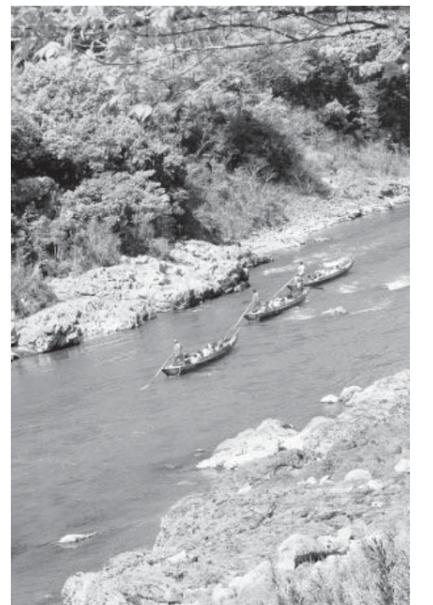
平成28年2月17日

熊本県町村議会議長会

第66回定期総会



決議を朗読する
緒方哲哉甲佐町議会議長



球磨川下り（球磨村）

平成28年度の会務運営方針、事業計画・予算等を決定

2月17日の第66回定期総会で議決を経た、平成28年度会務運営方針及び事業計画・予算等は次のとおりである。

第1 基本方針

本会は、町村の振興発展と議会機能の充実強化に寄与するため、時代に即応した新たな発想のもとで、会務運営の合理化と活性化に努め、有効適切な各種事業を積極的に展開する。

その目的達成に努めることとする。

第2 重点施策

- 1 真の地方創生の実現
- 2 町村税財源の充実強化
- 3 議会機能の充実強化

第3 政策目標

また、町村議会の使命と役割の適正・円滑な遂行に資するため、的確な政策情報、動向等を把握し、資料の収集と提供を迅速かつ積極的に行う。

- 1 議会機能の強化及び報酬等議員の待遇改善、監査機能の強化
- 2 地方創生の推進
- 3 分権型社会の実現と町村財政の強化
- 4 農業・農村振興対策、森林・林業・山村振興対策、水産業・漁村振興対策の強化
- 5 中小企業振興対策の強化
- 6 環境保全対策の推進と生

- 7 活環境施設の整備促進
- 8 情報化施策の推進
- 9 地域保健医療の向上と医療保険制度の改善
- 10 老人保健福祉対策、少子化・社会福祉対策の強化
- 11 教育・文化の振興
- 12 消防体制の強化
- 13 交通体系の整備促進と国土政策の推進
- 14 過疎地域の振興
- 15 定期総会の決議事項等の趣旨実現

1 諸会議

- (1) 定期総会 1回
- (2) 理事会 6回
- (3) 正副会長会議 2回
- (4) 監査会議 2回
- (5) 郡事務局長会議 6回
- (6) 事務説明会 1回

第4 事業計画及び予算

本会は、基本方針に基づく重点施策及び政策目標を具現化すべく、平成28年度事業計画を次のとおり計画し、所期の目的が十分達成されるよう努めるものとし、特に、政務活動の積極的な展開、議案審議の参考資料とするための諸

2 諸研修会

- (1) 議長研修会 1回
- (2) 正副議長研修会 1回
- (3) 常任委員長・議会運営委員長研修会 1回
- (4) 議員研修会 1回
- (5) 新議員研修会 1回
- (6) 議会広報研修会 1回
- (7) 議会事務局職員研修会 1回
- (8) 監査委員研修会 2回
- (9) 議長視察研修 1回

3 諸調査等

- (1) 町村議会実態調査
- (2) 町村長等・議会議員・一般職・各種委員会委員等の報酬及び費用弁償に関する調査
- (3) 町村監査委員に関する実態調査

4 議長会報の発行 (年2回)

(参考) 全国町村議会議長会等主催事業

- (1) 町村議会議長・副議長研修会
- (2) 町村議会広報研修会
- (3) 町村議会事務局職員研修会
- (4) 町村議会議長全国大会
- (5) 町村監査委員全国研修会

本会の活動報告や議員研修に関する記事の内容充実に努め、真に議員に親しめるような会報づくりを目指すものとする。



通潤橋 (山都町)

第31次地方制度調査会答申

長等への損害賠償請求権 訴訟係属中「放棄」議決 禁止に

決算不認定で長が説明責任果たす仕組み導入

長や職員に対しての損害賠償請求権の放棄が政治的状況に左右される場合があることから「4号訴訟の対象となる損害賠償請求権の訴訟係属中の放棄を禁止することが

また、住民訴訟制度をめぐって、長や職員に対しての損害賠償請求権の放棄が政治的状況に左右される場合があることから「4号訴訟の対象となる損害賠償請求権の訴訟係属中の放棄を禁止することが

第31次地方制度調査会（会長 畔柳信雄(株)三菱東京UFJ銀行特別顧問）は、3月16日、安倍晋三内閣総理大臣に対し「人口減少社会に的確に対応する地方行政体制及びガバナンスのあり方に関する答申」を提出した。

答申では、議会制度や運営のあり方として「議会が決算を不認定とした場合に長が説明責任を果たす仕組みを設けるべき」「小規模な市町村では、住民参加等により議会機能を補完する必要がある」などとした。

人口減少社会での行政サービス提供と事務の適正性確保

答申は、はじめにその「基本的な考え方」を示し、我が国は人口減少局面に突入しており、また人口移動の現状は、地方圏から東京圏への転入超過の状態にあると

答申に基づき法改正は、今秋の臨時国会以降になる見通し。

今回の第31次地制調は平成26年5月に設置され、安倍総理より諮問を受けていた。学識経験者18人、国会議員6人、地方六団体の代表6人で構成され、これまでに3回総会を開き、その間に学識経験者で構成する専門小委員会が28回開かれた。

先に行われた地制調の総会で、今後の議論について発言し「幅広い人材の確保と議員の成り手不足に対応した処遇改善のための提言の検討」などを求めた。

必要」とした。

全国町村議会議長会の飯田徳昭会長（三重県朝日町議会議長）は、

各主体の役割としては、人口減少社会に的確に対応するため、市町村の行政サービスの提供のあり方には、人口規模等の状況に応じて多様な形態が出てくるとし、他の主体と連携して提供することで節約される資源を地域が持つ潜在的な力を高める分野に投入する

中山間地や離島等、市町村間の連携による課題解決が困難な地域では、広域自治体として都道府県が補完を行うことが考えられ、従来の事務の共同処理の仕組みのほか、外部資源の活用も重要な選択肢とした。

そのような中で、市町村は、人口減少対策を講じつつ持続可能な行政サービスを提供する必要があり、自らの業務見直しだけでなく更なる工夫が求められるとし、地方公共団体間の連携により提供することを、これまで以上に柔軟かつ積極的に進めていく必要があるとした。

し、人口減少社会にあっても持続可能な地域社会の形成が求められるとした。

平成28年度県議長会並びに全国議長会等の諸事業計画予定表

※開催時間については、後日変更になることがあります。

Table with 5 columns: 日時, 名称, 場所, 講師, 主要議題及び演題. Contains details for 1. 県議長会諸事業 and 2. 全国議長会諸事業.

2. 全国議長会諸事業

Table with 5 columns: 日時, 名称, 場所, 参加者等, 主要議題及び演題. Contains details for national association events.

(参考)

- 市町村アカデミー（市町村職員中央研修所・千葉市）
・市町村議会議員特別セミナー～自治体経営の課題～ 5月12日～5月13日 H29 1月26日～1月27日
・市町村議会議員特別セミナー～災害に強い地域づくり～ 10月24日～10月25日
・市町村議会議員特別講座（政策の企画立案） 7月27日～7月29日 10月26日～10月28日
・議会事務 H29 1月17日～1月25日
（詳細は、市町村アカデミー「研修案内」を参照）
●国際文化アカデミー（全国市町村国際文化研修所・滋賀県大津市）
・市町村議会議員特別セミナー 4月14日～4月15日 8月4日～8月5日 11月21日～11月22日
・町村議会議員特別セミナー 10月6日～10月7日
・市町村議会事務局職員研修 10月11日～10月13日
※その他、市町村議会議員コース別（5日間、3日間、2日間）研修を開催予定
（詳細は、国際文化アカデミー「研修案内」参照）

など、地域経営の主体としての役割を果たすことが重要であるとした。

市町村間の広域連携が可能な地域では、都道府県が担う連絡調整機能は重要であるとし、一方、それが困難な地域では、都道府県は補完機能を発揮することが求められるとした。また、自治会やNPO等が支える地域コミュニティは、人口減少社会においてますます重要となるとした。

ガバナンスのあり方では、人口減少社会に的確に対応するため、資源が限られる中で、地方公共団体は、合意形成が困難な課題について解決することが期待され、加えてその事務の適正性の確保の要請が高まるとし、その要請に応える仕組みを確保することで、課題により集中して対応することができるとした。

そのためには、長、監査委員等、議会、住民が役割分担の方向性を共有しながら、それぞれの強みを活かして事務の適正性を確保することが重要であるとした。

市町村間の広域連携・都道府県の補完の必要性

「行政サービスの持続可能な提供のための地方行政体制」では、まず広域連携等による行政サービスの提供を挙げ、まず、地方圏では、市町村間の広域連携が可能な地域と困難な地域で分けて答申が示された。

広域連携が可能な地域では、現在形成が進んでいる連携中枢都市圏や定住自立圏が、人口減少社会に対応するためのプラットフォームとして重要であるとした。

連携中枢都市圏等の推進にあたり、その形成には、連携中枢都市等と近隣市町村が相互依存関係にあるという認識を前提とした信頼関係が必要であるとし、それは首長同士の信頼関係も重要であるが、議会同士においても同様に重要であるとした。

また、その取組を進めるにあたり、連携中枢都市等と近隣市町村が圏域の取組を円滑に行えるよ

う、権限、財政、人材等の観点から地方行政体制を整備する必要があり、圏域形成のために発生する需要に適切な財政措置をすべきと

した。議会は、圏域での取組について、例えば委員会を設ける等により不断にチェックすることが必要とした。

圏域内に規模・能力が一定以上の都市が複数存在するような場合には連携中枢都市圏等を形成することが困難である場合があるとしながらも、その際、これらの都市等が連携協約を活用して同様の取組を実施することも考えられるとした。

一方、広域連携が困難な地域では、他の市町村のノウハウや外部資源も活用した上で、都道府県の補完が一つの方策として有用であるとした。

その必要性を検討する上での判断要素として、客観的要素だけでなく、市町村と都道府県の合意が必要であることが前提であり、市町村の申出等により、その状況に応じて、都道府県と協議して行う

べきであるとした。

また、市町村の事務を都道府県が補完する際に、その事務分担の違いによって補完の実施の困難度が異なる等を踏まえ、市町村の人口減少を見通しながら計画的に考えることが望ましいとした。補完の方法としては、事務の共同処理の仕組みを地域の実情に応じて活用することが重要であるとし、例えば、都道府県の出先機関の職員が市町村職員と執務スペースを共有化することや、補完の対象となる市町村に定期的に訪問すること等が考えられるとした。

三大都市圏では、総じて出生率が低く、地方圏を上回る急速な高齢化が進行しており、人口減少がもたらす影響はより急激でより厳しいとしながらも、その危機意識が十分であるとは言えないと指摘した。三大都市圏の市町村は、規模・能力は一定以上あるが昼夜間人口比率が1未満の都市が圏域内に数多く存在するため、地方圏のように、核となる都市と近隣市町村との間の連携ではなく、水平的

相互補完的、双務的に適切な役割分担を行うことが有用であるとした。

三大都市圏の中でも、東京圏のみが大幅な転入超過であることから、地方公共団体は、移住・交流を推進するために必要な方策を講じていくことが求められるとした。移住・交流を促すため、地方圏にある市町村がつながりのある者を把握し、定期的に情報を提供することや地域の課題について意見を求めること等の工夫を行うことは可能であるとした。

広域連携に加え、外部資源の活用による行政サービスの提供にも触れ、民間委託を進めていくことが有力な手段の一つとして考えられるが、窓口業務のように、一部に審査や交付決定等の公権力の行使が含まれる場合には、効果的な委託が困難であり、民間委託を行うに際しては、民間委託を行いつらい状況にあるとした。その上で、市町村による強い関与が担保されていれば、市町村が直接執行する必要は必ずしもなく、公権力の行使にわたるものを含めた包

長の内部統制体制整備の必要性

括的な業務について外部資源を活用して処理できるようにすることが必要であるとした。

あわせて、外部資源の市町村間での共同活用や、地方独立行政法人の活用を制度上可能にすることも選択肢の一つとして考えられるとした。

「適切な役割分担によるガバナンス」では、長、監査委員等、議会、住民に分けて答申が示された。

まず、地方公共団体のガバナンスでは、長の意識が重要であり、民間企業では既に内部統制制度が導入されていることから、事務を執行する主体である長自らが、行政サービスの提供等の事務上のリスクを評価及びコントロールし、事務の適正な執行を確保する体制（内部統制体制）を整備、運用することが求められるとした。

内部統制のあり方として、その整備と運用する権限と責任は長に

あり、その対象とするリスクは、地方公共団体が最低限評価すべき重要なリスクで具体的には財務に関する事務の執行に関するリスクとすべきとした。

内部統制体制の整備と運用のあり方では、長がその基本的な方針を作成し公表することが必要であるとし、不断の見直しを行う観点から、長はその運用状況を自ら評価し、その評価内容について監査委員の監査を受ける必要があり、またその評価内容と監査結果を議会に報告し、それを公表して住民への説明責任を果たす必要があるとした。

全ての長に内部統制体制を整備・運用する権限と責任があることは制度的に明確化すべきであるが、具体的な手続き等は規模等の多様性を踏まえて制度化すべきであり、特に小規模な市町村には国や都道府県が必要な情報提供や助言を行っていくべきとした。

議選監査委員の選挙制・監査支援の全国共同組織の構築

地方公共団体全体の資源が限られる中で、監査による監視機能を高めるため、監査の実効性確保のあり方、監査の独立性・専門性のあり方、監査への適正な資源配分のあり方について、必要な見直しを行うべきとした。

監査の実効性確保のあり方として、監査を実施するに当たっての基本原則や実施手順等について、地方公共団体に共通する規範として、統一的な基準を策定する必要があるとした。

また、現行では、監査を受けた者が措置を講じなかった場合には何ら義務がないため監査の結果に対する対応が不明確となるため、必要に応じて監査委員が必要な措置を勧告できるようにし、これに対して、監査を受けた者が説明責任を果たすような仕組みが必要であるとした。

監査の独立性を高める方策とし

て、監査委員の選任方法を公選とすることに對しては、専門的な人材の立候補が期待できるのか、また、議会による選挙とすることに對しては、実質的なメリットがあるのか、その場合の監査委員の制度的な位置付けをどのように考えるのかといった課題もあり、慎重に考えるべきとした。

監査委員等の専門性を高める方策としては、監査の実施に当たって必要な専門性を高めるための研修制度を設けることが必要であるとし、研修の終了要件を明確化する等、外部から見ても専門性を有していることが分かる仕組みとすべきとした。

監査への適正な資源配分のあり方では、議選監査委員について、実効性ある監査を行うために必要であるから引き続き存置することも考えられるが、一方、監査委員はより独立性や専門性を発揮した監査を実施し、議会は議会としての監視機能に特化していく考え方もあるとし、各地方公共団体の判断で、議選監査委員を置かないこ

とを選択肢として設けるべきとした。また、監査委員等の専門性が確保され、監査の品質向上が図られるように、地方公共団体に共通する監査基準の策定や、研修の実施、人材のあつせん、監査実務の情報蓄積や助言等を行う全国的な共同組織の構築が必要とした。特に、小規模な市町村等からの求めに応じ、監査の支援を共同組織が行うことも考えられるとした。

議会・議員への住民の理解や信頼 高める取組

議会をめぐる基本的な認識として、議会の役割は重要であり、分権改革の進展で議会の権限や自由度が拡大される中で、議会としての監視機能を適切に発揮すべきとした。

一方で、市町村合併等による議員数の減少や、議会に対する住民の関心が大きく低下し議員のなり手不足が深刻化しており、また、一部の議員の資質や活動に批判の

目が向けられ議会のあり方が問われる等、議会や議員に対する住民の信頼確保が大きな課題となっておりとした。

議会制度や議会運営のあり方として、議会の招集権については、長に専属する原則を維持し、議長長の臨時会招集請求や通年会期制の導入を活用することが重要であるとした。

議決事件の対象拡大では、地方自治法96条2項により、地方公共団体の基幹的な計画等を議決事件に追加する等の取組を積極的に進める必要があるとした。

予算修正権の拡大は、予算の提案権が長に専属していることから、慎重に検討していくべきとした。一方、議会が決算を不認定にして、その理由を示した場合、議会が長に対し理由の中で指摘した問題点について、長が説明責任を果たす仕組みを設けるべきとした。

議会議務局の共同設置を含めた体制強化や議会図書室の機能向上が必要であり、ホームページ等が考え方もあるが、組織の責任を個人の責任として追及するものである以上、長や職員への委縮効果は払拭されないとした。

長や職員の損害賠償責任の要件が故意または過失であるのに対し、国家賠償法に基づく責任要件は故意または重過失であり均衡が取れていないとの指摘があることについては、対象が異なるため不均衡を考慮する必要はないとの考え方もあるが、団体が長や職員といった個人に対して金銭の支払いを請求する点で変わりはなく、一定の配慮が必要との考え方もありとした。

また、長や職員に対する損害賠償請求権を放棄する議会の判断は、政治的關係に影響を受け客観性や合理性が損なわれ、裁量権の逸脱や濫用とならないよう求められているとし、特に、住民訴訟で請求権の有無が争われている間に権利を放棄することは、賠償責任の有無をあいまいなまま判断するという問題があるとした。

通じた議会情報の提供や議案等に対する住民の意見聴取、議会自らが行う議会活動の評価等、情報発信等の充実を図るべきとした。

議会への住民参加の充実を図り、多様な民意を議会の審議・議決に反映していくことが重要であり、住民への報告や住民との意見交換会の実施等、議場外での住民参加の取組を進めるべきとした。

特に、小規模な市町村では議会機能を十分に発揮することが難しいことから、住民参加等により議会機能を補完する必要があり、議会議務局や議会図書室の共同設置等を行うことも有効な方策であるとした。

議員活動への住民理解を高めるため、議員の位置付けやその職責・職務を法制化すべきとの意見があるが、法的効果等を踏まえると不要という意見もあり、引き続き検討すべきとした。

幅広い人材の確保として、議員のなり手不足の要因の一つとして、住民から議会や議員の活動が適切に認識されず、議会の存在意義が賠償責任では、委縮効果を低減させるため、軽過失の場合の追及のあり方を見直す必要があるとした。

同時に、不適正な事務処理の抑止効果を維持するため、裁判所により財務会計行為の違法性や注意義務違反の有無が確認されるための工夫や、4号訴訟の対象となる損害賠償請求権の訴訟係属中の放棄を禁止する必要があるとした。

また、損害賠償請求を認める判決が確定した後は、裁判所の判断を前提としたうえで請求権の放棄が客観的かつ合理的に行われるため、監査委員等の意見聴取が必要とした。

軽過失の損害賠償責任 追及のあり方 見直し 必要

長、監査委員、議会等の役割分担に基づく体制が有効に機能して

十分理解されていないとし、議会や議員の活動に対する住民の理解や信頼を高めていくための継続的な取組が求められているとした。

また、現在の議員構成が、住民の構成と比較し女性や60歳未満の割合が極めて低く、このことが住民の立候補をしにくくさせており、なり手不足の原因の一つと指摘し、夜間・休日等の議会開催、通年会期制の活用等より柔軟に議会開催等を工夫し、多様な人材が議員として議会に参画しやすくする取組が必要とした。

立候補に伴う休暇保障や休職・復職制度導入に向け労働法制のあり方に留意して検討する必要があるとし、公務員の立候補制限や地方議会議員との兼職禁止の緩和でも公務員法性のあり方に留意して検討する必要があるとした。

地方公共団体や職員に厳しい過失責任が認められる場合があるといった指摘に対し、最高裁は、住民訴訟で職員が賠償責任を負うのは、先行行為に看過しがたい瑕疵がある場合等に限られるとし、裁量は広範に認める傾向にあることから、委縮する必要はないという



第31次地方制度調査会委員名簿

(平成28年2月29日現在)

委員

【学識経験者 18名】

- 飯島 淳子 東北大学教授
池内 比呂子 (株)テノ. コーポレーション代表取締役
伊藤 正次 首都大学東京教授
○ 碓井 光明 明治大学教授
太田 匡彦 東京大学教授
大山 礼子 駒澤大学教授
鎌田 由美子 カルビー(株) 上級執行役員
◎ 畔柳 信雄 (株)三菱東京UFJ銀行特別顧問
小林 裕彦 弁護士
佐々木 信夫 中央大学教授
清水 涼子 関西大学教授
勢一 智子 西南学院大学教授
田中 里沙 (株) 宣伝会議取締役副社長兼編集室長
谷口 尚子 東京工業大学准教授
辻 琢也 一橋大学教授
★ 長谷部 恭男 早稲田大学教授
武藤 博己 法政大学教授
村木 美貴 千葉大学教授

【国会議員 6名】

- 石田 真敏 衆議院議員
坂本 哲志 衆議院議員
西銘 恒三郎 衆議院議員
小川 淳也 衆議院議員
石井 正弘 参議院議員
野田 国義 参議院議員

【地方六団体 6名】

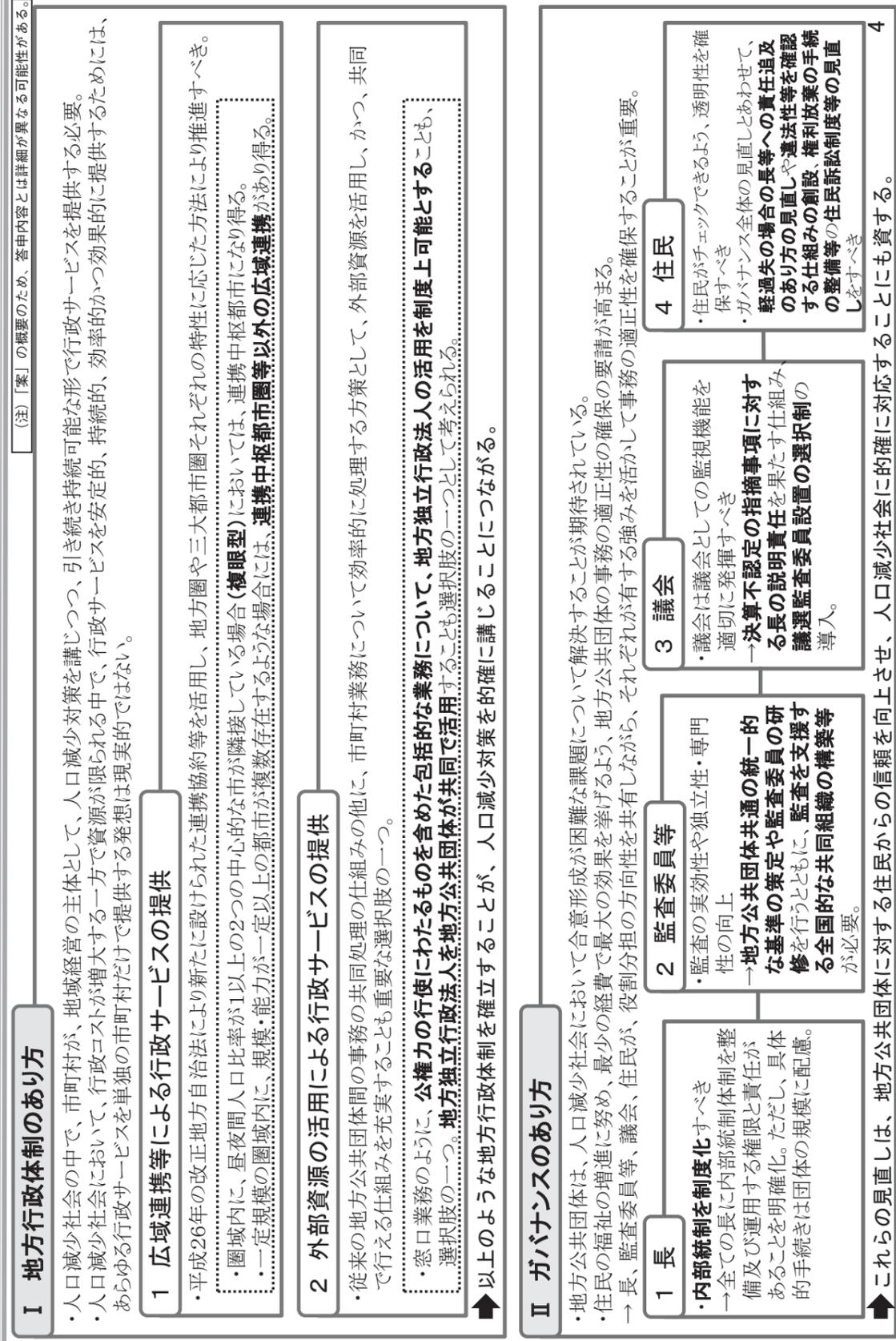
- 古田 肇 岐阜県知事(全国知事会)
本木 茂 埼玉県議会議長(全国都道府県議会議長会会長)
森 民夫 新潟県長岡市長(全国市長会会長)
岡下 勝彦 高松市議会議長(全国市議会議長会会長)
藤原 忠彦 長野県川上村長(全国町村会会長)
飯田 徳昭 三重県朝日町議会議長(全国町村議会議長会会長)

(委員 30名)

(◎: 会長、○: 副会長、★: 専門小委員会委員長)

第31次地方制度調査会「人口減少社会に的確に対応する地方行政体制及びガバナンスのあり方に関する答申案」の概要

28.1.15 全国町村監査委員協議会定期総会 総務省行政課長 講演資料より抜粋



I 地方行政体制のあり方

人口減少社会の中で、市町村が、地域経営の主体として、人口減少対策を講じつつ、引き続き持続可能な形で行政サービスを提供する必要がある。人口減少社会において、行政コストが増大する一方で資源が限られる中で、行政サービスを単独の市町村だけで提供する発想は現実的ではない。

1 広域連携等による行政サービスの提供

- 平成26年の改正地方自治法により新たに設けられた連携協約等を活用し、地方圏や三大都市圏それぞれの特性に応じた方法により推進すべき。
・圏域内に、昼夜間人口比率が1以上の2つの中心市が隣接している場合(複眼型)においては、連携中枢都市圏内において、連携中枢都市圏等以外の広域連携が有り得る。
・一定規模の圏域内に、規模・能力が一定以上の都市が複数存在するようない場合は、連携中枢都市圏等以外の広域連携が有り得る。

2 外部資源の活用による行政サービスの提供

- 従来の地方公共団体間の事務の共同処理の仕組みの他に、市町村業務について効率的に処理する方策として、外部資源を活用し、かつ、共同で行える仕組みを充実することも重要な選択肢の一つ。
・窓口業務のように、公権力の行使にわたるものを含めた包括的な業務について、地方独立行政法人の活用を制度上可能とすることも、選択肢の一つ。地方独立行政法人を地方公共団体が共同で活用することも、選択肢の一つとして考えられる。

以上のような地方行政体制を確立することが、人口減少対策を的確に講じることにつながる。

II ガバナンスのあり方

地方公共団体は、人口減少社会において合意形成が困難な課題について解決することが期待されている。住民の福祉の増進に努め、最少の経費で最大の効果を上げるよう、地方公共団体の事務の適正性の確保の要請が高まる。長、監査委員等、議会、住民が、役割分担の方向性を共有しながら、それぞれが有する強みを活かして事務の適正性を確保することが重要。

1 長

- 内部統制を制度化すべし
→全ての長に内部統制体制を整備及び運用する権限と責任があることを明確化。ただし、具体的手続は団体の規模に配慮。

2 監査委員等

- 監査の実効性や独立性・専門性の向上
→地方公共団体共通の統一的な基準の策定や監査委員の研修を行うとともに、監査を支援する全国的な共同組織の構築等が必要。

3 議会

- 議会は議会としての監視機能を適切に発揮すべし
→決算不認定の指摘事項に対する長の説明責任を果たす仕組み、議選監査委員設置の選択制の導入。

4 住民

- 住民がチェックできるよう、透明性を確保すべし
・ガバナンス全体の見直しとあわせて、経過失の場合の長等への責任追及のあり方の見直しや違法性等を確認する仕組みの創設、権利放棄の手続の整備等の住民訴訟制度等の見直しをすべき

これらの見直しは、地方公共団体に対する住民からの信頼を向上させ、人口減少社会に的確に対応することにも資する。

第30回町村議会広報全国コンクール

【入選】

賞	都道府県名	町村議会名
最優秀賞	山形県	川西町議会
優秀賞	岩手県	金ヶ崎町議会
優秀賞	鳥取県	大山町議会
優秀賞	山梨県	昭和町議会
優良賞	宮城県	利府町議会
優良賞	北海道	栗山町議会
優良賞	北広島	富岡町議会
優良賞	高知県	大月町議会
優良賞	新潟県	聖籠町議会
優良賞	福岡県	大刀洗町議会

以上10議会

【表紙写真賞】

賞	都道府県名	町村議会名
グランプリ	広島県	世羅町議会
金賞	福岡県	須恵町議会
銀賞	兵庫県	多可町議会
銅賞	兵庫県	播磨町議会

以上4議会

【企画・構成部門】

賞	都道府県名	町村議会名
特別奨励賞	熊本県	御船町議会
奨励賞	岩手県	矢巾町議会
奨励賞	長野県	松川町議会
奨励賞	長崎県	小値賀町議会

【編集・デザイン部門】

賞	都道府県名	町村議会名
特別奨励賞	千葉県	多古町議会
奨励賞	東京都	瑞穂町議会
奨励賞	滋賀県	竜王町議会
奨励賞	和歌山県	由良町議会

【言語・文章部門】

賞	都道府県名	町村議会名
特別奨励賞	宮崎県	高千穂町議会
奨励賞	福島県	只見町議会
奨励賞	三重県	菰野町議会
奨励賞	福岡県	東峰村議会

以上12議会

議会広報全国コンクール

御船町議会広報「特別奨励賞」受賞

全国より262議会が応募

全国町村議会議長会が開催した「第30回町村議会広報全国コンクール」の表彰式が、2月5日、東京の全国町村議会議長会館で、同日開かれた同会定期総会の中で行われ、本県の御船町議会広報が企画・構成部門で特別奨励賞を受賞した。

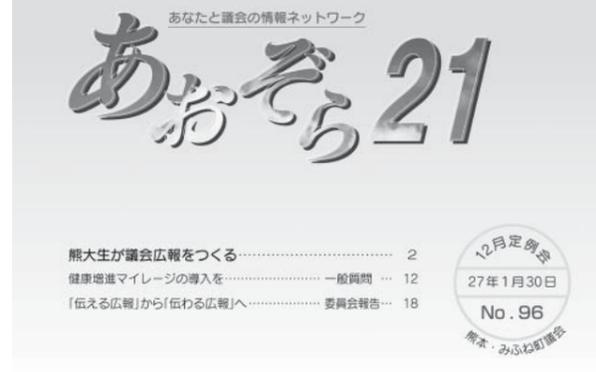
コンクールは、毎年全国議長会が主催しており、今回は全国より262（本県より11）の町村議会から応募があり、入選を10議会、表紙写真賞を4議会、奨励賞を12議会が受賞した。

奨励賞は企画・構成部門、編集・デザイン部門、言語・文章部門の3つの部門に分けられ、御船町議会広報は企画・構成部門に入賞した4議会のトップに与えられる特別奨励賞を受賞した。

受賞したのは、御船町議会広報「あおぞら21」の96号（平成27年1月30日発行）。同号では、本会主催の議会広報コンクールで審査を担当した熊本大学の学生4人に対し、同町の議員が議会傍聴や意見交換を通して議会広報の作成



熊と子の「どんどこ」で無病息災・五穀豊穡を願う（1月11日 片志和）



受賞した御船街議会広報「あおぞら21」No.96

を依頼。4人は「熊大生が議会広報をつくる」と題し、町のキャラクターを利用した解説を加えるなど、独自のレイアウトで紙面を作成した。

審査委員は「学生が議会広報紙の作成に参画した意欲的な試み」「ほかにない試みや発想が、独自の紙面をもたらし好例」と講評した。

審査委員は、委員長・国立国語研究所専門職員 山田貞雄氏、委員・議会広報サポーター 芳野政明氏、同・グラフィックデザイナー

長岡光弘氏、エディター 吉村潔氏の4人。

審査は、昨年9月から12月にかけて、応募紙を得点化したうえで、入選、表紙写真賞、奨励賞の各賞候補の絞り込みを行い、今年1月に開かれた審査会で各賞を選考した。

本県からは、第20回の益城町と五木村議会広報の奨励賞受賞以来、10年ぶりの受賞となった。

全国町村議会議員 団体医療保険

新・団体医療保険(医療保険基本特約・疾病保険特約セット団体総合保険)

保険期間 平成28年1月1日午後4時から1年間

「病気」を補償し、ご安心をお届けする制度です。



安心の団体医療保険 5つの特長

- 1 「病気」を補償します!**
 - 病気による入院・手術を補償します。三大疾病(がん・急性心筋こうそく・脳卒中)となった場合の補償もセットできます。
 - 病気による入院は、日帰り入院から補償します(注1)。
 - また、1回の入院につき120日限度、通算1,000日まで補償します。
- 2 団体割引30%の、割安な保険料です!**

ご加入年齢 満60歳~満64歳の場合(A型にご加入いただいた場合)

疾病入院保険金 1日につき	23,070円
5,000円	(保険期間1年・年払) 団体割引30%適用
- 3 議員・退職議員の皆さまのための制度です!**
 - 議員を退職後も、継続して加入できます。
 - 議員の皆さまの配偶者も加入できます。
 - 満79歳(保険始期日時点の満年齢)まで加入できます。

- 4 お手続きは簡単です!**
 - ご加入の際、医師の診査は不要です。簡単な告知で加入できます(注2)。
 - 保険期間は1年間です。以降1年ごとに自動継続となりますので、お手間が掛かりません(注3)。
- 5 無料の健康・介護相談サービス(損保ジャパン日本興亜・アシスタントダイヤル)をご利用いただけます!**

(注1) 日帰り入院とは、日帰り手術のため1日だけ入院と同一ような形で病室を使用した場合などのことをいい、「入院料」の支払いの有無で判断します。
 (注2) 加入申込書および被保険者健康告知書の内容により、お引き受けをお断りしたり、お引き受けの条件を制限させていただくことがあります。
 (注3) 本制度は保険期間の途中でのご加入はできません。

※このポスターは概要を説明したものです。詳しい内容については、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

【保険契約者】
全国町村議会議員互助会
 [取扱代理店]
 株式会社 まちむら
 〒102-0082 東京都千代田区一番町25番地 全国町村議員会館3階
 TEL 03-3264-6830 FAX 03-3264-8308

【引受保険会社】
損害保険ジャパン日本興亜株式会社
団体・公務開発部 第三課
 〒100-8965 東京都千代田区霞が関3-7-3
 TEL 03-3593-6456 FAX 03-3593-6753

【損害保険ジャパン日本興亜株式会社】は、損保ジャパンと日本興亜損保が2014年9月1日に合併して誕生した会社です。
 SJNK15-05500 2015.7.27

全国町村議会議員 団体補償制度

ケガの保険
(傷害総合保険)

- 保険期間 毎年7月1日午後4時から1年間(随時加入できます。)
- 加入資格 全国の町村議会議員等、議会事務局職員、系統町村議会議長会職員

補償の対象となる場合(例えば次のような事故によりケガをした場合、補償の対象となります。)

ケガ	加入者(議員)ご本人				
	および 配偶者(夫婦型にご加入の場合)				

夫婦型のご加入をおすすめいたします

個人賠償責任	自転車などで他人にぶつかりケガをさせた		飼犬が他人に噛みついてケガをさせた		同居の子ども・孫が他人のものを破損した		買い物中に誤って商品をこぼした	
--------	---------------------	--	-------------------	--	---------------------	--	-----------------	--

保険金額と掛金(保険料+事務運営費)

(注) 本人型と夫婦型は、重複して加入できません。(保険期間 平成27年7月1日から1年間 職種別A級) 年払の場合
 天然危険補償特約、後遺障害等級限定補償特約、手術保険金倍率変更特約および重大手術保険金倍率変更特約セット

加入タイプ	本人型		夫婦型	
	加入者(議員・退職議員)本人	加入者(議員・退職議員)本人	加入者(議員・退職議員)本人	配偶者
ケガの補償の対象者	加入者	加入者	加入者	配偶者
補償内容	保険金額		保険金額	
ケガ	死亡	1,655万円	1,655万円	1,080万円
	後遺障害	900万円	900万円	500万円
	入院	日額8,000円	日額8,000円	日額8,000円
	手術	日額4,000円	日額4,000円	日額4,000円
個人賠償責任	最高5,000万円(自己負担額なし)	最高5,000万円(自己負担額なし)	最高5,000万円(自己負担額なし)	最高5,000万円(自己負担額なし)
	保険料	20,000円	33,000円	33,000円
事務運営費	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円
掛金(保険料+事務運営費)	22,000円	22,000円	35,000円	35,000円

本年度は、約15%(注)の割引となります。(注) 団体割引30%、過去の損害率による割引35%、大口割引10%を乗算しています。

事務運営費は本制度の運営に必要な費用(様式のとりまとめ、掛金の集金等)に充当しています。

※傷害総合保険と交通傷害危険のみ補償特約セット傷害総合保険がセットされたプランなので、「交通事故」の場合、傷害総合保険と交通傷害危険のみ補償特約セット傷害総合保険の両方から保険金をお支払いします。

補償開始日	掛金		補償開始日	掛金	
	本人	夫婦型		本人	夫婦型
7月1日	22,000円(保険料20,000円)	35,000円(保険料33,000円)	1月1日	11,000円(保険料10,000円)	17,500円(保険料16,510円)
8月1日	20,200円(保険料18,330円)	32,100円(保険料30,240円)	2月1日	9,200円(保険料8,330円)	14,600円(保険料13,750円)
9月1日	18,400円(保険料16,680円)	29,200円(保険料27,510円)	3月1日	7,400円(保険料6,680円)	11,700円(保険料11,000円)
10月1日	16,500円(保険料15,010円)	26,300円(保険料24,760円)	4月1日	5,500円(保険料5,010円)	8,800円(保険料8,270円)
11月1日	14,700円(保険料13,320円)	23,400円(保険料22,000円)	5月1日	3,700円(保険料3,320円)	5,900円(保険料5,490円)
12月1日	12,900円(保険料11,680円)	20,500円(保険料19,260円)	6月1日	1,900円(保険料1,680円)	3,000円(保険料2,770円)

全国町村議会議員互助会(保険契約者) 〒102-0082 東京都千代田区一番町25 全国町村議員会館 電話 03-3264-8172

● 本保険制度は、損害保険ジャパン日本興亜株式会社を幹事保険会社とする損害保険会社4社の共同引受であり、幹事保険会社が他の保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社は、各々の引受割合に応じて連帯することなく単独個々に保険契約上の責任を負います。引受保険会社と引受割合については、取扱代理店までお問い合わせください。
 ● ご契約者以外に対象となる方(被保険者)がいらっしゃる場合には、その方にもパンフレットに記載した内容をお伝えください。
 この広告は概要を説明したものです。詳しい内容については、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜営業店までお問い合わせください。
 ◎ 取扱代理店 株式会社まちむら 〒102-0082 東京都千代田区一番町25番地 全国町村議員会館 電話 03-3264-6830
 ◎ 幹事引受保険会社 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 団体・公務開発部第三課 〒100-8965 東京都千代田区霞が関3-7-3 電話 03-3593-6455

〔損害保険ジャパン日本興亜株式会社〕は、損保ジャパンと日本興亜損保が2014年9月1日に合併して誕生した会社です。 SJNK14-18152 2015年3月6日作成

議長会の動き

(平成 27 年 10 月～平成 28 年 3 月)

全国議長会・ブロック会等

- 平成 27 年 10.13 理事会・都道府県会長会（東京・全国町村議員会館）
～ 14
- 11.10 自由民主党幹部との懇談会（東京・自由民主党本部）
- 11.11 第 59 回町村議会議長全国大会（東京・NHKホール）
- 12. 4 理事会（議員会館）
- 平成 28 年 1.14 連絡調整会議（議員会館）
- 2. 1 九州各県町村議会議長会協議会（宮崎市）
- 2. 4 理事会・全国町村議会議長会第 67 回定期総会・
～ 6 都道府県会長会（議員会館）
- 3. 3 九州各県町村議会議長会事務局長会（那覇市）

本会

- 平成 27 年 10. 1 理事・郡事務局長合同会議（玉東町）
- 10.22 町村議会事務局職員研修会・交流会（ホテル熊本テルサ）
講師：東京財団研究員・早稲田大学マニフェスト研究所客
員研究員
中尾 修 氏
演題：「議会事務局職員の視点からの議会改革・活性化策
- 住民・行政・議会 三者の関係から見えてくるもの -」
- 10.27 熊本県町村議会議員研修会（益城町文化会館）
講師：慶應義塾大学法学部教授 片山 善博 氏
演題：「地方議会の課題と活性化策」
- 11.19 町村議会広報研修会（自治会館）
～ 20 【議会広報クリニック】
講師：熊本日日新聞社NIE専門委員・熊本大学客員教授
越地 真一郎 氏
演題：「地方創生は議会だよりから！！
～クリニック&ワークショップ～」
- 11.21 第 2 回監査会議（自治会館）
- 11.22 議長視察研修（台湾・高雄市）
～ 24
- 11.25 第 4 回郡事務局長会議（自治会館）
- 12.24 第 4 回理事会議（自治会館）
- 平成 28 年 1.20 町村議会常任委員長・議会運営委員長研修会（グランメッセ熊本）
講師：首都大学東京准教授 山下 祐介 氏
演題：「地方消滅の罫～人口減少社会の正体」
- 1.22 第 5 回郡事務局長会議（自治会館）
- 1.26 第 5 回理事会議（自治会館）
- 2.17 第 66 回定期総会（ホテル熊本テルサ）

議会事務局職員研修会



中尾 修 氏



片山 善博 氏



越地 真一郎 氏



山下 祐介 氏